

3. その他

(意見)

「戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等」について

升 田 優

1. はじめに

島根県竹島問題研究会（第2期）の中間報告書において、福原裕二委員が「第二次世界大戦後の島根県と竹島（竹島／独島研究における第三の視角）解題」と題して、戦後における島根県の取り組みについて「島根県統計書」の記述を通して一定の推論を導き出している。

しかし、この推論には、次の観点から問題が指摘できる。

① 報告書53ページ、上から6～8行目の記述に関して

福原委員は「島根県の実利的な価値意識の一部を投影すると考えられる、『島根県統計書』の記述の変化を手がかりに、島根県における竹島の位相について考察を進める」としているが、「島根県統計書」は島根県の各分野にわたる統計資料を収録したものであり、何らかの価値意識を投影したものとは捉えられていない。むしろ、「島根県史」とか「県政のあゆみ」、「県政の概要」などが、そういう認識を持って編集されていると考えられるので、そういった資料の記述をも確認し、島根県の取り組みを総合的に評価するのが妥当ではないか。

② 報告書58ページ、上から16～19行目の記述及び59ページ、上から3～6行目の記述に関して

福原委員は「換言すれば、竹島を行政区域に含む地域＝島根県は、昭和20年代後半に顧慮されたように、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態が左右される、すなわち地域やそこに暮らす人々への一定の配慮を欠いていたのではないか」、また「地域が地域として竹島／独島という存在を顧慮することなく、さらにその存在に関わる実態に無頓着であるなら、誰が竹島／独島という「存在」に否応なく影響を受けざるを得ない地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有する地域・人々を救うことができるのでしょうか」として、島根県の取り組みが国の動向など外部要因によって左右されてきたと結論づけている。が、しかし、果たしてそうなのか。福原委員は極めて限られた資料に基づきその推論を展開しているが、島根県の取り組みは、もっと多角的な資料、例えば、国への要望、県議会での質疑なども確認して評価すべきではないか。

2. 島根県行政資料等における竹島関連の記述

上記1で述べた問題意識のもと、「島根県統計書」以外の島根県の行政資料及び島根県としての意思の発露である国への要望並びに県議会での質疑の状況などの資料（事務局が作成した

「3. その他（資料）（119ページ～135ページ）」）に基づき、多角的に島根県の取り組みを概観してみることにする。

なお、このまとめは上記参考資料に基づいたものであり、資料的にはまだ十分とは言えず、今後、より網羅的な調査研究の実施と考察を期待したい。

1) 島根県行政資料における「竹島」の記述

このまとめでは、対象とする行政資料として、その時々の県政全般の状況を記述することを意図して作成される「県政のあゆみ」、毎年の県の概要を記述することを意図して作成される「県勢要覧」、当時一時期作成されていた「島根のかがみ」及び「県政概要」を採用し、記述内容の確認を行った。

① 「県政のあゆみ」における記述

- ・「県政のあゆみ」は、昭和28年、昭和29年は単年度分として作成され、昭和30年以降は2カ年分として、さらに昭和50年以降は4カ年分として作成されている。
- ・主な記述としては、「県政四年のあゆみ 昭和29年版」に「この問題（注；竹島問題）は目下日韓両国の外交交渉に委ねられており、県としてはその早急な解決を機会あるごとに各方面に要請している」とあるほかは、昭和30年代は水産行政の関連での記述が見られる。
- ・竹島の領土権の確保に係る直接的な記述としては、「県政のあゆみ 昭和40・41」において、国に要望する昭和41年度の重点事項としての記述が初見であり、以後、領土権の確保及び漁業問題についての記述が見られる。

② 「県勢要覧」における記述

- ・「県勢要覧」は、昭和23年、昭和26年、昭和31年、昭和36年、昭和38年、昭和39年、昭和41年作成のものが確認でき、昭和44年以降は、一時期を除き、毎年作成されている。
- ・記述の状況としては、昭和31年までのものについては記述がなく、昭和36年以降のものについては、その付録地図に竹島位置図の記載が見られる。その後、昭和44年以降に記載が見られない年度が続き、昭和52年以降からは、継続して竹島位置図の記載や竹島の記述が見られる。

③ 「島根のかがみ」、「県政概要」における記述

- ・「島根のかがみ」は、詳細な作成年度等は不明であるが、昭和22年、昭和28年に作成されたものが確認でき、そのいずれにも、島根県の極北としての竹島の記述が見られる。
- ・「県政概要」は、詳細な作成年度等は不明であるが、昭和26年、昭和27年、昭和32年、昭和34年に作成されたものが確認でき、昭和32年のものを除き、漁業関連などの記述が見られる。

2) 国への要望活動及び県議会での質疑等における「竹島」の取り扱い

このまとめでは、島根県の意思、またその取り組みを対外的に発露する最も効果的な手段であった国への要望活動と県議会での質疑等を資料に、島根県における「竹島」の取り扱いにつ

いての確認を行った。

① 国への要望活動における取り扱い

- ・昭和26年に「領土権の再確認についての陳情」が行われて以降、昭和29年に陳情が行われ、昭和38年からは、昭和47年を除き、毎年継続して竹島の領土権の確保に係る要望が行われている。
- ・さらに、昭和52年以降は、竹島の領土権確立と漁業の安全操業の確保についての要望が県・県議会だけでなく、県内の各団体で組織する竹島問題解決促進協議会等においても、毎年実施されている。

② 「島根県議会での質疑等における取り扱い

- ・昭和28年に竹島の領土権確保、李ライン問題解決についての決議が行われて以来、昭和31年、昭和37年、昭和39年、昭和40年と竹島の領土権の確保に係る県議会決議が行われており、またその間県議会本会議での質疑でも竹島問題について言及されている。
- ・さらに、昭和45年には漁業の安全操業問題について本会議質疑が行われ、昭和50年以降は、毎年隠岐選出議員をはじめ複数議員によって質疑が行われている状況が確認できる。

3) 上記資料における竹島関連の記述等の変遷

島根県行政資料における竹島の記述を時系列的に確認すると、昭和22年版島根のかがみ、昭和26年版県政概要、昭和27年版県政概要、昭和28年版島根のかがみ、昭和29年版「県政四年のあゆみ」で何らかの記述が確認できる。また、昭和30年代からは、「県政のあゆみ」に水産行政の関連で記述が見られ、昭和30年代半ば以降県勢要覧に竹島位置図が見られるようになってくる。その後、昭和40年代からは「県政のあゆみ」において竹島領土権の確保及び漁業問題に関連した記述が継続して見られる状況が確認できる。

一方、国への要望及び県議会での状況を時系列的に確認すると、昭和26年に国への陳情、昭和28年に県議会での決議、昭和29年に国への陳情、昭和31年、昭和37年に県議会での決議が行われ、昭和38年からは国への要望活動が継続して行われるようになってくる。さらに、昭和40年代半ばからは、竹島の領土権の確保に加えて、漁業の安全操業の確保に向けた取り組みが見られ、昭和50年代からは、県・県議会に加えて、県民組織による取り組みも進められるようになってきた状況が確認できる。

3. おわりに

本来、島根県が行政資料として作成するものは、明確な意図と方針に基づいて作成されるべきことは論を俟たないところであり、こうした点からは、このまとめの対象とした行政資料の記述が一貫性に欠けるのは事実であり、結果的には残念である。ただ、戦後すぐの昭和20年代には、GHQ指令により竹島に対する日本の行政権が停止された事実、さらに、昭和30年代には竹島問題が日韓会談(日韓国交正常化交渉)の争点の一つとなり大きな外交問題であった事実がある。この当時、島根県としては、竹島の管理を事实上行うことができず、またその対応を両国政府の外交交渉に委ねざるを得なかった事情などから、島根県が竹島問題への取り組みを主体的に行えなかつたことも事実であり、こうした事情が行政資料の記述に一貫性を欠く遠因になったのでは

ないか。

しかしながら、行政資料に加えて、国への要望及び県議会での状況を概観すると、戦後昭和20年代、昭和30年代における取り組みは、上記「県政四年のあゆみ 昭和29年版」の記述にあるように、「この問題は日下日韓両国の外交交渉に委ねられており、県としてはその早急な解決を機会あるごとに各方面に要請」している状況にあり、また、昭和28年3月10日、隠岐選出議員による島根県議会での「竹島の領土権確保」に関する緊急決議案の上程が直ちに全員賛成をもって可決されるなど地元隠岐の動きと連携して、島根県・島根県議会が一貫して竹島問題の早期解決を求め、またその活動を行ってきている事実が認められる。

以上のことから、この中間報告書における福原レポートの推論は、一部の資料に基づいた評価と考えざるを得ない。いずれにしても、島根県の認識、またその取り組みなどについては、県の保有する資料全般について、時系列的に、内容を整理、確認しておく必要があると思われる。こうした作業は、基本的に県の保有する資料に基づいて行うことになるので、竹島資料室において今後そうした取り組みが着実に、かつ、精力的に行われることを期待したい。